

(仮称) 横浜ロープウェイプロジェクトについて

1. 本事業の検討経緯

本事業は、都心臨海部の強化に向け平成 27 年に策定した「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」における施策の一つである「まちを楽しむ多彩な交通の充実」に基づき、移動自体が楽しく感じられるような多彩な交通サービスの導入に向け、29 年度に実施した公募※により提案された事業の一つです。実現の可能性を適切に見極めながら公民連携による検討を進めています。今後、各種法令等に基づく諸手続き等実現の見通しが立った段階で、事業着手する予定としています。

※平成 29 年 10 月～12 月 公募、平成 30 年 2 月 選定結果公表

2. 本事業の位置付け

本事業は、本市都心臨海部におけるまちづくりの上位計画である「都心臨海部再生マスタープラン」に掲げる「公共交通や歩行者、自転車を中心とした交通体系を強化・拡充し、**まちを眺めながらの移動自体が楽しく感じられるようなまちづくり**、ネットワークづくりを展開し、地域全体の回遊性向上」を実現するものであり、本市の政策的な位置付けの中で、公益性の高い事業として取組んでいるものです。

3. 本会への付議事由

本事業の計画内容は、都市景観協議地区であるみなとみらい 21 中央地区の桜木町駅前と、同じく都市景観協議地区であるみなとみらい 21 新港地区の運河パークにそれぞれ駅舎を配置し、自動車道沿いの水域（都市景観協議対象外）に、高さ約 30～40m の支柱を 3 基配置する計画となっています。本計画は特定都市景観形成行為には該当しませんが、中央・新港・の 2 地区にまたがり、また、水域については同じく都市景観協議地区である関内地区（北仲通り北地区）に面していることを踏まえると、**そのデザインについては専門的見地からの意見が必要**であると考えます。よって、都市美対策審議会条例に基づく景観審査部会設置要綱の「**審議事項**」第 3 条（5）「**その他市長が必要と認める事項**」に該当するものとして本会へ付議します。

4. 事業概要

事業者：泉陽興業株式会社

事業内容：桜木町駅前広場から運河パークを結ぶ延長約 630m のロープウェイ

事業場所：みなとみらい 21 中央地区（桜木町駅前）、

みなとみらい 21 新港地区（運河パーク）、自動車道沿い水域

5. 別添資料

(仮称) 横浜ロープウェイプロジェクトの事業内容